

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 商業機能の集積に向けた実践的活動

- ・八戸屋台村「みろく横丁」

平成 14 年の東北新幹線八戸駅開業に合わせ、観光客へのおもてなしの一つとして新設された屋台村「みろく横丁」は、当市の中心市街地を訪れる観光客の主要な観光スポットとなっている。一方で、当施設は起業家を育成することをコンセプトの一つとし、当地区における最長 3 年間の屋台経営を経験した後に、中心市街地の空き店舗に移り、独立して商売を大きくすることを期待するものである。



- ・ものづくりスタジオ

八戸ポータルミュージアム（はっち）において、食、クラフト、ファッションなどのものづくりを生業とする起業家を支援する事業を展開する。工房とショップを兼ねたサテライトブース「ものづくりスタジオ」に入居し、一定期間の入居による多様なジャンルの交流を経て、中心市街地への出店に向けた経営経験を積む場となっている。

(2) 交通アクセス改善に向けた試行的活動

- ・八戸駅線および八太郎幹線の等間隔共同運行

平成 20 年から JR 八戸駅と中心市街地を結ぶバス路線を、市営バスと民間バス事業者が協力して 10 分間隔で運行。また、平成 22 年から八太郎と中心市街地を結ぶバス路線を 20 分間隔で運行。



- ・八戸市中心街 1 日乗車券 「まちパス 300」

中心市街地及びその近郊の指定区間内であれば 1 日何回でも乗り降りできるフリー乗車券（料金:300 円）を平成 23 年から発行。中心市街地を含む当市の主要な商業地域を手頃な料金で周遊することが可能。

- ・八戸圏域路線バス上限運賃化の実施

八戸圏域の路線バスをより分かりやすく、より利用しやすくするため平成 23 年から実施。初乗りが 150 円、以降 50 円刻みで、圏域 8 市町村をつなぐ路線は 1 乗車あたり上限 500 円、市内の路線は 1 乗車あたり上限 300 円の運賃で運行。

[2] 都市計画等との調和

(1) 八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針との整合

- ・平成 16 年 5 月に青森県が策定した八戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、八戸広域生活・経済圏の中心都市として位置づけられる本市を中心に、各都市が相互に連携を図りながら、効率的で魅力ある都市づくりを進めていくものとし、本区域の都市づくりの目標を以下のように定めている。

- 都市環境の整った暮らしやすい都市づくりの実現
- 生きがいのもてる都市づくりの実現
- 総合的な産業展開を行う都市づくりの実現
- 広域的なインフラを活用する都市づくりの実現

- ・市街地像としては、「八戸市の中心市街地での機能集積を図るとともに、八戸市の交通結節点等拠点地区やおいらせ町と適切な機能分担を図り、かつ広域交通ネットワークで連携し、全体として一体の区域形成を目指す」ものとしている。

(2) 第 6 次八戸市総合計画との整合

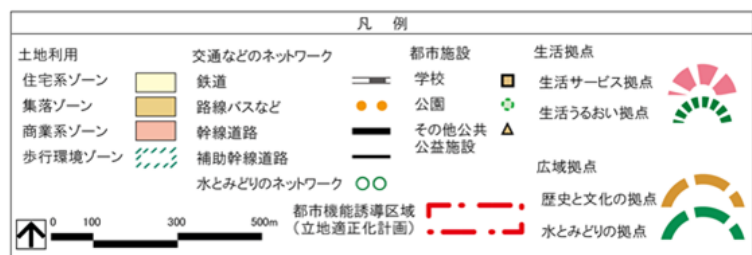
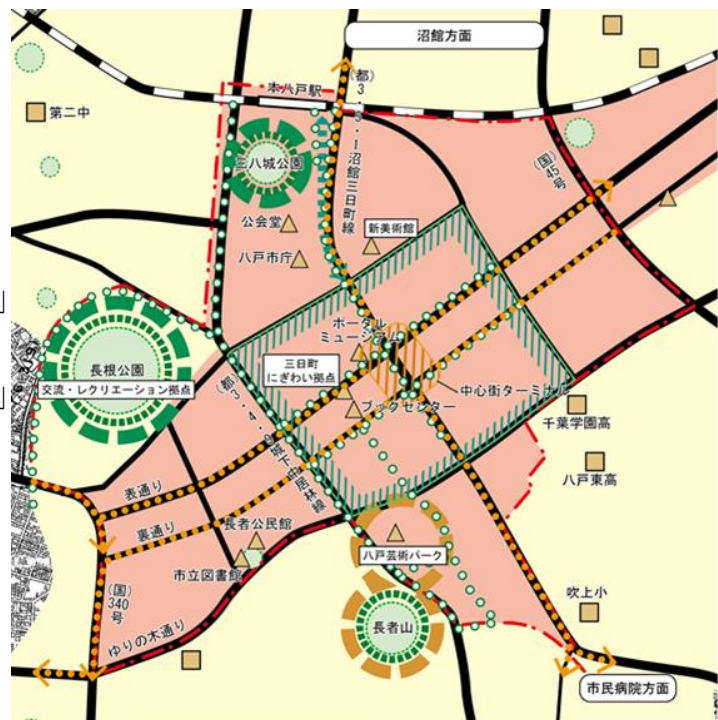
- ・本市では平成 28 年 3 月に第 6 次八戸市総合計画を策定し、「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」を将来都市像に都市づくりを推進していくこととしている。
- ・この中で、都市機能が集積し、回遊性が高い快適な歩行空間が整備され、八戸の顔としてふさわしい魅力的な中心街の形成が掲げられている。
- ・また、将来都市像の実現に向けて、5 カ年において重点的に取り組むべき施策や事業を「戦略プロジェクト」としてまとめており、「戦略 4. 魅力づくり戦略」では「3. 中心市街地活性化プロジェクト」の中で、商業やオフィス、福祉・医療、文化・教育等の多様な都市機能の集積を図るため、まちの再開発、交流空間の整備、商店街の魅力向上などの推進および回遊性の向上を図るため、電線地中化やモール化、まちの再開発などによる快適な歩行空間の整備を推進するとともに、各種イベントの開催により、まちのにぎわいを創出している。

戦略 4. 魅力づくり戦略
3. 中心市街地活性化プロジェクト
施策 1) 都市機能の集積
施策 2) 回遊性の向上

(3) 八戸市都市計画マスタープランとの整合

- ・市では平成 30 年 3 月に八戸市都市計画マスタープランを策定し、「コンパクト & ネットワーク」の都市構造を掲げている。

- ・また、中心市街地において、「行政機能や広域商業・サービス機能、業務機能、文化・芸術・エンターテインメント機能、レクリエーション機能、IT・テレマーケティング産業などの産業機能、観光・交流機能等、多様な高次都市機能の集積を図る」としている。
- ・まちづくりの基本方針の中で、中心街をはじめとする地域の拠点や観光の拠点では、地域に応じた商業・業務地を適正に誘導することにより市民生活の利便性の向上と交流人口の拡大を図るとしている。
- ・基本方針にもとづく方向としては、「都市的土地利用エリアにおける地域特性に応じたきめ細かな土地利用の誘導」
「自然的土地利用エリアにおける開発と保全・活用のバランスのとれた土地利用の誘導」
「多様な地域の特性を活かしたくらしの空間づくりの推進」としている。



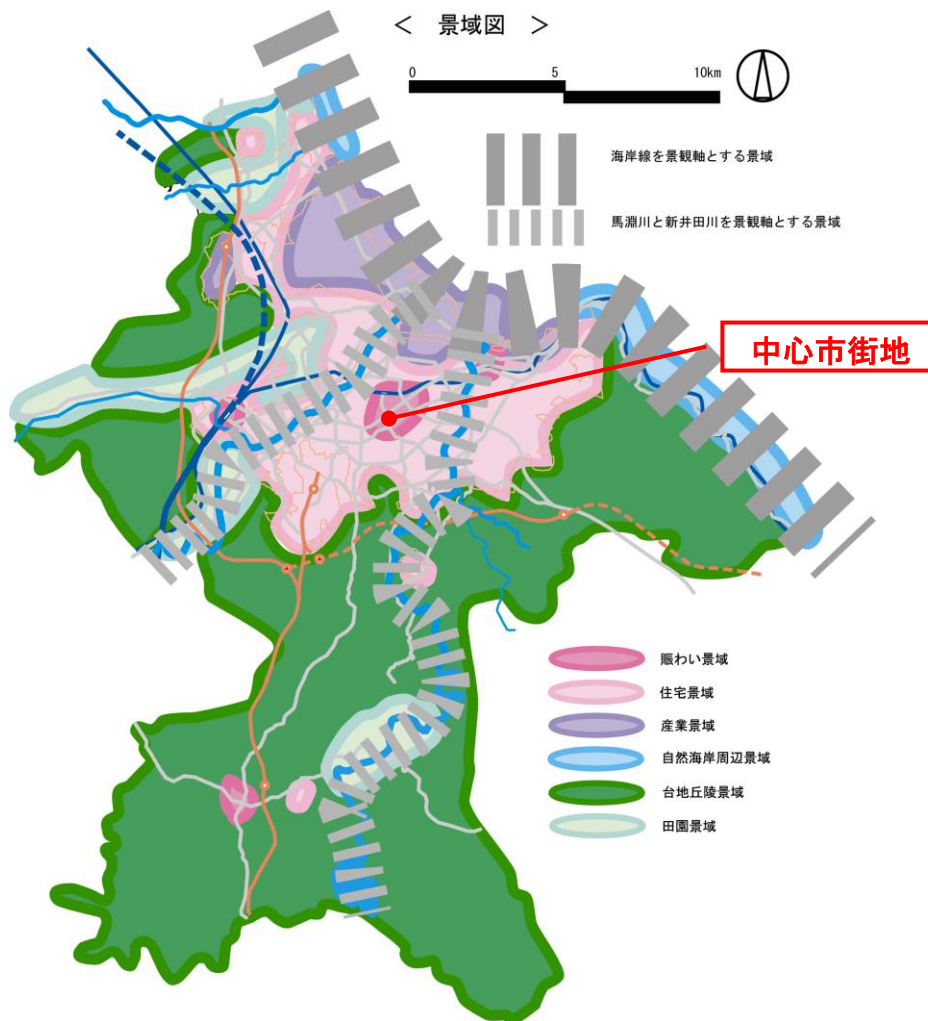
資料：都市計画マスタープラン

(3) 八戸市立地適正化計画との整合

- ・市では、平成 29 年 3 月に八戸市立地適正化計画を策定し、「コンパクト&ネットワークの都市構造」を将来都市構造として位置付けており、市街地の拡大を抑制して「コンパクト」な市街地を形成するとともに、公共交通などによる「ネットワーク」の充実を推進することとしている。
- ・八戸市都市計画マスタープランと八戸市立地適正化計画を一体的に進めていくことで、進行する人口減少・少子高齢化に対応した、「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成が図られる。

(4) 八戸市景観計画との整合

- ・当市は、城下町や港町の歴史が感じられる地域や市の発展を支えてきた臨海工業地帯、海や河川に特徴づけられる豊かな自然が残る地域など、地域によって様々な景観を有している。
- ・平成 18 年 12 月に八戸市景観計画を策定し、それぞれの特徴的な景観を活かし、個性が際立つ八戸らしい景観を形成していくために、各地域における景観形成の方針を定めている。
- ・当計画において、中心市街地を「賑わい景域」の一つに定め、景観形成の方針として「変化のあるまちの賑わいや歩いて楽しい空間が連続する景観を形成」することとしている。
- ・当計画は、策定から 10 年を経過したことから、平成 31 年度に景観形成の方針等について計画の改定をすることとしている。改定にあたっては、重点的かつ計画的に中心市街地の景観の保全及び誘導を図るため、景観形成上特に重要となる区域として位置付けることを検討している。



資料：八戸市景観計画

[3] その他の事項

(1) 環境に配慮した取組

大気汚染の防止や交通の安全確保の観点から中心市街地において取り組んでいる内容については下記のとおりである。

①八戸市環境展

第6次八戸市総合計画で位置づけられているもので、環境に関するイベントを開催することで、市民の環境意識啓発を目指す。

平成19年度は県の「あおもり環境フェスティバル」と合同で、長根公園で開催したが、現在は市が主催する「健康まつり」との合同開催により、八戸市庁前市民広場や八戸市公会堂を会場に実施しており、毎年たくさんの来場者で賑わっている。

②公共交通促進の取組

八戸市では、環境負荷の増大や公共投資の非効率化を抑制するため、集約型の市街地形成や中心市街地と既成市街地とを結ぶ交通ネットワークの強化を目指し、公共交通の利用促進を図るため、路線バスの「市内幹線軸等間隔運行事業」や「八戸圏域路線バス上限運賃政策」等を実施している。

このほか、深夜乗合タクシー「シンタクン」を、JR八戸駅と中心市街地間において運行し、最終バス終了後の時間帯における公共交通を確保することで、環境負荷の軽減を図っている。

③あおもリエコ商店街

中心市街地の三日町、十三日町、六日町、長横町の商店街は、街灯の発光ダイオード(LED)化や資源ごみのリサイクルを推進しており、青森県により平成30年5月に「あおもリエコ商店街」として認定された。

(2) 県との連携による取組

青森県が、商店等の後継者及び商店街等への出店を目指す創業者を育成する事業として、平成20年度から「まちなか生業応援事業」を実施し、将来を担う若い事業者の新規出店を推進するとともに、商店街が課題の解決に向けて自ら取り組む事業を支援することにより、商店街の活力の回復に資するものである。また、当市で実施している「中心商店街空き店舗・空き床解消事業」を併せて紹介するなど、新規創業希望者等に対し、商店の経営手法や経理知識等を体系的に学ぶための事業を、県と市が連携して実施している。